

教生学第 786 号  
平成 29 年 12 月 28 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

「再犯防止推進計画」の策定について (通知)

このことについて、文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

つきましては、国が策定した計画に基づき、関係機関と連携した就学支援の実施等、児童生徒の再犯等の防止の取組を積極的に実施するようお願いします。

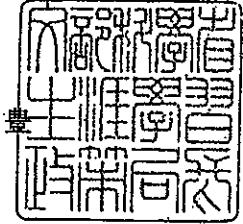
(生徒指導・学校安全グループ)



2.9受文科生688号  
平成29年12月20日

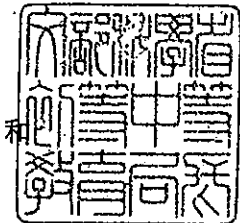
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都道府県教育委員会の教育長  
各所属学校を置く国立大学法人学長  
各所属学校を置く各公立大学法人の理事長  
小中高等学校を設置する学校設置会を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局長  
常盤



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
高橋道和



(印影印刷)

「再犯防止推進計画」の策定について(通知)

政府では、平成29年12月15日、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第7条第3項に基づき、政府が推進すべき再犯の防止等に関する施策の推進に関して、「再犯防止推進計画」を閣議決定し、今後、本計画に基づき再犯防止推進のための施策を総合的に推進していくこととしております。

計画の概要等は下記のとおりですので、御了知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会、所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、本計画の周知を図るとともに、取組の推進に配慮をお願いいたします。

今後、計画に基づく具体的な留意事項については別途通知する予定ですので、これも参考にしていただくようお願いいたします。

なお、計画については、首相官邸のホームページに掲載されておりますので、御参照ください。

(1) 計画の概要について

再犯防止施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第2章が規定する基本的施策に基づき、以下に掲げる7つの課題に整理されている。これらの課題は相互に密接に関係していることから、関係府省庁が施策を実施するに当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識することはもとより、施策間の有機的関連を意識しつつ総合的な視点で取り組んでいく必要があるとされている。

[7つの重点課題]

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 6 地方公共団体との連携強化等
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備等

(2) 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組について

重点課題の一つである「学校等と連携した修学支援の実施等」については、具体的には以下の通りである。

① 児童生徒の非行の未然防止等

- ア 再非行の防止の観点も含めた非行防止のための教育等、学校生活継続に向けた本人・家族に対する支援、やむを得ず高校を中退する場合の就労等の支援を充実するものとされたこと。
- イ 地域社会における子供の居場所作りなど児童生徒の非行の未然防止や深刻化防止のための取組を推進するとともに関係機関の連携を強化するものとされたこと。
- ウ 非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援を充実するものとされたこと。

② 非行等による学校教育の中断の防止等

- ア 保護司と学校の連携・協力関係の構築や学校に在籍している保護観察対象者に対する保護観察所・保護司・学校関係者が連携した生活支援等を充実するものとされたこと。
- イ 矯正施設における教科指導を充実させるとともに矯正施設や学校関係者との相互理解等を促進するものとされたこと。さらに矯正施設在在者中の学習継続のため通信制高校に関する情報を周知するなど、通信制高校からの中退防止や在在者中の入学促進のための取組を充実するものとされたこと。
- ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施するとともに矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制を充実するものとされたこと。

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 矯正施設において修学に対する動機付けを図るとともに復学手続の円滑化や受験等における配慮を促進するため矯正施設・保護観察所と学校関係者の連携を強化する取組を実施するものとされたこと。

イ 在学していない非行少年が修学できる場所の確保を含め地域社会における学びの継続に向けた支援を実施するとともに地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促すこととされたこと。

(3) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組について

重点課題の一つである「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」のうち、教育に関する内容については、具体的には以下の通りである。

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

イ 再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進するものとされたこと。

(4) 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

(別紙)

再犯防止推進計画の概要

(参考) 首相官邸ホームページアドレス

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/>

**【本件連絡先】**

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課企画係  
電話 03-6734-3488

# 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでは、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの重点分野と主な施策

- ① 就労・住居の確保
  - ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
  - ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
  - ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
  - ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
  - ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
  - ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等
- ③ 学校等と連携した修学支援
  - ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
  - ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等
- ④ 特性に応じた効果的な指導
  - ・ アセスメント機能の強化
  - ・ 特性に応じた効果的指導の充実
  - ・ 効果検証・調査研究の実施 等
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
  - ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
  - ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
  - ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
  - ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ